

令和5年度第1回伊達市男女共同参画審議会 会議録

●概要

日 時	令和5年8月3日 10:00～11:45
場 所	伊達市役所 東棟4階 401多目的会議室
出 席 者	藤野会長、三浦委員、小野委員、安田委員、遊佐委員、石高委員、 関根委員、酒井委員、沢田委員
伊 達 市	伊達市長 須田博行、未来政策部長 八巻正広 事務局 協働まちづくり課（浅野、斎藤、田中）
会 議 事 項	1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 各委員紹介 5 会長・副会長の選出 6 協議事項 （1）伊達市男女共同参画プラン令和4年度実施状況について （2）第3次伊達市男女共同参画プランについて （3）パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入について （4）その他 7 その他 8 閉会

●発言内容等

1. 開会

司 会（協働まちづくり課 浅野）： 開会

2. 委嘱状交付

～市長より、各委員へ委嘱状を交付～

3. 各委員紹介

～各委員自己紹介・事務局紹介～

司 会： 今後、審議会の中で皆様と活発に意見を交わしていきたいと思いますので、
どうぞよろしくお願いいたします。
次第が前後してしまい大変失礼いたしました。
ここで市長より挨拶をさせていただきます。

4. 市長あいさつ

市長： 本日お集りの皆様におかれましては、ご多忙のところ伊達市の男女共同参画審議会委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより、円滑な市政運営のために、様々な分野においてご尽力いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年からの新型コロナウイルスによる感染症拡大は、家庭で過ごす時間が増えたことでのDVの増加や、女性の貧困など、社会的に弱い立場にあるものに、より深刻な影響をもたらしました。

そのような状況の中、令和3年度に市民アンケートを実施、令和4年度に本審議会では委員の皆様から意見をいただきながら、「第3次伊達市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

この「第3次伊達市男女共同参画プラン」のキャッチフレーズは「一人ひとり自分の色で輝ける社会へ」であります。このキャッチフレーズは、私は本当にすばらしいキャッチフレーズだと思っております。令和4年度に市内中学2年生を対象として募集した結果、桃陵中3年生の中島詩桜（なかじましおん）さんの作品が選ばれました。「個性を目に見える色にたとえ、その色を否定したり、上書きしたりする人がいなくなしてほしい」という思いがこめられています。

市としましては、「一人ひとり自分の色で輝ける社会」を目指し、女性委員登用の促進や、働き盛り世代を対象としたワークライフバランスの推進、子育て世代を対象とした育児・介護休業制度の利用促進と男性の家庭生活への参画に関する啓発等を進めていきたいと思っております。併せて、家庭や地域での男女共同参画の意識を高めるため、講演会や研修会などを実施してまいります。

そして、本審議会の中で話をさせていただきますが、県内で、まだどこも進めていないパートナーシップ・ファミリーシップ宣言制度を導入してまいりたいと思っております。同性カップルをパートナーとして、パートナーを含めた家族関係をファミリーとして認める、こういった制度でございまして、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするというものであります。今年度中に、この制度を導入していきたいと思っておりますので、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

最後になりますが、本審議会は、広く意見を取り入れるため、伊達市男女共同参画推進条例に基づき設置するものであります。これからの伊達市の男女共同参画推進のため、是非、活発に意見を交わしていただきますことをお願い申し上げます。

本日は、よろしくお願いいたします。

司会： なお、市長はこの後別の公務があるため、ここでご退席いたします。
～市長退席～

5. 会長・副会長の選出

次のとおり決定

会 長：藤野 美都子 委員（福島県立医科大学 特任教授）

副会長：遊佐 範子 委員（保原町女性団体連絡協議会 会長 指名）

6. 協議

司 会： 次に協議事項に移りますが、伊達市男女共同参画審議会規則第3条第2項により会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、藤野会長よりしくをお願いします。

会 長： それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。

まず「(1) 伊達市男女共同参画プラン令和4年度実施状況について」の説明をお願いします。

事務局： ～配布資料の確認、資料1を用いて説明～

会 長： ありがとうございます。これについて委員の皆さんから何かご意見・ご質問はございますか？

酒井委員： 伊達市の男女共同参画というのは、だいぶ長い間続いているようで、今ごろ分かったというか。世界的に見たらこの男女共同参画、雇用の状況などは遅れているので、そういう理由で始まったのでしょうか。

事務局： 伊達市が最初に第1次男女共同参画プランを策定したのは、平成23年度になります。その頃から男女共同参画というのが叫ばれるようになりますが、伊達市ではその当時根拠となる条例が無く、その後平成28年度に伊達市男女共同参画推進条例を制定し、それに基づいて作成したのが、第2次男女共同参画プランということになります。施策として積極的に取り組んでいるのは、第2次男女共同参画プラン策定後であります。その中で、雇用の問題もクローズアップされておりまして、自治体職員だけではなく、企業の担当者を招いて講演会を行うなど啓発の取り組みを進めているところです。

酒井委員： あともう一つあるのですが、男女共同参画、といっても職種によって、またスポーツなどは体のつくりが違うという部分で仕方がないところもありますが、実際の仕事現場で女性が上司になる場合の男性の意識の面で、いくら共同参画といっても難しいと感じています。それと以前、伊達市健幸都市の委員をやっていましたが、原発事故が起きた時に放射能の影響でどう生活していけばよいかわからなかった時、具体的な提案、呼びかけが

ありませんでした。男女共同参画については、実際に色々な問題が出たときに、お互いに気持ちよく過ごせるような具体的な施策を提案してほしいと思っています。私の暮らしている中山間地域では、とても慣習が強く、人手不足のため草刈などの作業や班長を私も務めています。男性の意識について、矛盾や難しさを感じています。男女共同参画に関して要望ですが、具体的にわかる施策をやってほしいです。

事務局： 男女共同参画というのは、具体的にこういった場合はこうするなど、なかなか示しづらいところではありますが、家庭・学校・職場の中で、性別や世代を超えた地域社会生活を送りましょうということをベースにして、市では、広報などで啓発等していきたいと思っております。原発については人類初の、体験したことがない事故でしたので、市も国や県も、手探りの状態で、とにかく市民を被爆から守るということを優先的に取り組んだと考えています。

酒井委員： それはわかります。この第3次伊達市男女共同参画プランの冊子の、これまでの市の取り組みを見ると、2010年から2015年の間があいています。それは何かというと原発事故なんですよ。何もできていないことが情けないと思います。いくら何でも。

三浦委員： 少し良いでしょうか。酒井さんの周りの状況や私の周り状況、いろいろな状況があると思いますが、それを踏まえて第3次伊達市男女共同参画プランをどうしていこうか、ということになると思います。全体を見ると多岐にわたって項目も多いので、ひとつずつやっていかなければならない、なかなか大変だと思っております。第一次から順調に行っているところと、なかなか難しいところがあると思います。そのあたりを継続して、前回参加されている委員の方に教えていただきながら、第3次伊達市男女共同参画プランを進めていきたいと思えますし、どこを重点的にやっていくかが大事かと思っております。

会長： ありがとうございます。ただいまの酒井委員のご意見に関連して、次の（2）の第3次伊達市男女共同参画プランのところで、周知徹底をどう進めていくか、皆様からのご意見いただければと思います。（1）は、前のプランについてなのですが、皆様からのご意見はございますか。

私の方から、2つ確認させていただきたいことがございます。資料1の5ページ、「施策の方向2 家庭・地域での男女共同参画の実践」の情報の収集ところで、市のホームページで共働き世帯の割合や夫・妻の家事関連時間について調査し、発信したと書いてありますが、これは伊達市のデータでしょうか。

事務局： これは伊達市だけではなく、日本全体のデータでございます。

会 長： わかりました。日本全体のデータであれば政府が発信すると思うので、市のホームページで発信するのであれば、伊達市のデータの方が良いのでは、と思いました。

つぎに、参考資料の伊達市の女性委員登用状況一覧について、目標に届かなかったということですが、かなり力を入れれば数字は上げられるものなので、なぜ二次プランで達成できなかったのかを分析して次に生かせるといいと思いました。

事務局： 今会長からお話ありました、女性登用については、この数字を引き下げている要因として「18 財産区管理会」がございます。女性が一人も入っていない現状でございます、山林の管理を目的とする管理会ということで昔から女性がなかなか入ってこないというところであります。こういうところで比率をあげていければ良いのではないかと考えております。あらためて表示されると登用されている人数にばらつきがあり、今後分析して数字を引き上げる努力をしてまいりたいと考えております。

会 長： 分母が 84 なので男女ペアで出してもらおうとか、色々やり方はあると思いますが、ここを倍にするわけにはいかないのか、何か工夫が必要と考えます。

三浦委員： 対象がいらないところから出すというのは難しいのではないかと考えます。対象の中から登用した比率というのはだめなのでしょうか。

事務局： 数値目標については、あくまでも人数の比率としております。別の指標を使えば別の分析もできるのかと思います。

三浦委員： 登用についてはそんなに少ないという印象はないと思うのですが。

事務局： 審議会につきましては多岐に渡っておりますので、改選等の際に達成できなかった理由など、細かな調査を今後行っていきたいと思っております。

会 長： その他、よろしいでしょうか。それでは「(2) 第 3 次伊達市男女共同参画プラン」の説明をお願いします。

事務局： ～配布資料の確認、「第 3 次伊達市男女共同参画プラン概要版」を用いて説

明～

会 長： ありがとうございます。これについて委員の皆さんから何かご意見・ご質問はございますか？

酒井委員： 4つの目標があると思いますが、その中の「新」というところが2つあります。それについて具体的にどのようにしようとしているのか、今のところわかる段階で説明をおねがいします。

事務局： 「新」のひとつ、固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による慣行を見直すということがあります。自分自身が気づいていないものの見方やとらえ方のゆがみ・偏りなどということで、資料の裏面の用語解説にもある通りではございますが、改善するための効果的な方法は、今のところ広報の啓発活動が中心となると思います。さらに市政だよりにこういった用語を解説するコーナーを定期的に設けたりするなどです。

酒井委員： 用語解説をするといっても、もっとこのようにやったほうが良いなど、具体的なものが無いとわかりません。アンコンシャス・バイアスが何なのかという説明があったとしても、それをどのようにして分からせようとしていくのか、ということをお聞きしたいのですが。

事務局： 第3次伊達市男女共同参画プランがスタートしたということもありますので、広報紙に載せたり、学校の教材で使ったり、色々啓発活動をしていきます。

事務局： 講演会、学習会、企業への説明などで、固定的な考えを無くして社会生活を送りましょう、といった啓発活動を進めていきます。

具体的には昨年度も実施いたしました、映画会の上映を通じて男性の意識改革を目指すなど、少しずつではありますが、思い込みを改善できるような地域づくりを目指していきたいと思っております。

会 長： 他に何かございますか。

第3次伊達市男女共同参画プラン13・14ページに、どういうことをやろうと考えているかが記されているので、具体的に効果的な方法について委員の皆様からその都度ご意見等いただければと思います。

よろしいでしょうか。それでは次第（3）パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入についての説明をお願いいたします。

事務局： ～配布資料の確認、資料２－１、２－２を用いて説明～

会 長： ありがとうございます。ただいまの説明について、委員の皆さんから何かご意見・ご質問はございますか？

酒井委員： このパートナーシップというのは、例えば外国人がパートナーでも適用されるのでしょうか。

事務局： 片方が外国人ということでしょうか、はい、その場合も適用されます。法的に婚姻届けを出せない状況の方、例えば日本人の男性と外国籍の男性などが想定されると思います。

海外では同性婚が認められている国もあると聞いているので、そういった場合、二重婚は不可能ではありますが、条件をクリアしていれば外国籍の方も可能と考えております。

酒井委員： スーパーなどでもベトナム人とか外国籍の方もよく見かけるため、そういうケースもあるのではないかと思います。

三浦委員： 基本的には、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を進めた方がいいと思っています。

全国をみると先行しているところもあるので、どの程度のサービスをやっているのか、積極的なサービスをやっているところ、比較的範囲を狭くしてやっているところ、メリットデメリットなど、事務局で調査していただいて、そのうえで何が良いか悪いのかを話し合うような形で、なるべくスピーディに進められたらと個人的には思っております。

会 長： その他に皆様からご意見などありますでしょうか。

それでは私の方から、スケジュールについて、示されたスケジュールを見ますと、本来は今日この場で皆様からご意見をいただいて、それを庁内で審議し、ある程度固まったものが第２回の審議会で出てくるということになっていますが、この後、第２回の間までに何か意見がある場合に、事務局にお伝えする窓口があった方がよいと思います。今日初めてこの案がでて、次は固まったもの、ということになると、委員の皆様の意見が反映できないのではないかと思いますので、委員の皆様の意見を自由に聞いていただける窓口があればよいと思います。

事務局： 資料をお渡ししたばかりでございますので、協働まちづくり課の担当で

すので、担当浅野までお電話または、名刺に記載がございますメールアドレスでも結構でございますので、気兼ねなくご連絡ください。

会 長： ファミリーシップとなりますと、パートナーシップ関係を結んだ当事者の方たちの親も関係してくると思われま。パートナーの親となると、同居していないということもあるかと思いますが、介護の関係の申請でその取り扱い例に、「同一世帯の場合」とあり、その枠が広がらないと利用のメリットが少なくなるのではないかと懸念しています。

自分の親であれば、子供として申請できますが、パートナーの親の申請をする場合はどうか、という問題が今後出てくるのではないのでしょうか。婚姻関係にある場合は、細かく条件がなくても受け入れられますが、ファミリーシップ制度についても「同一世帯の場合」、などと縛られないような運用があればと希望します。

事務局： 同一世帯ではなくても、市内に住んでいる方をどう扱うかということについては、宿題として預からせていただきたいと思います。

会 長： 近くに住んでいて、申請は子供世代がやるという時に、自分の子供ではなく、自分の子供のパートナーが申請する、というケースも出てくると思います。そういう場合もある程度柔軟にできればいいと思っています。

遊佐委員： パートナーなので、どちらかが夫役、妻役になるのでしょうか、どちらかが申請すればそれは問題ないのではないのでしょうか。

会 長： 2人両方が申請できる状態なのであれば良いのでしょうか、高齢化していくので、子供世代でも片方が申請できない、という状況もでてくるのではないかと思います。必ずしも自分の子供ではなく、直接の親子関係にないパートナーが手続きをするということを想定すると、制度はある程度柔軟な方が良くと思います。

遊佐委員： パートナーシップをするにおいて、片方が亡くなられたという場合、戸籍上の夫婦でしたら戸籍に残りますが、パートナーシップの場合、介護など、導入された制度が使えなくなるということが無いようにしていただきたいです。どうしてもパートナーシップというと若い方を想定して話をしていますが、高齢化して片方が亡くなる場合も考えると、普通の婚姻関係を結んでいる方と同じような制度であるようにしていかないと、と考えます。

会 長： どちらも元気で生きているという前提だけではなく、どちらかが具合が

悪い、亡くなるということも想定しながらある程度考えていただけると良いと思います。

事務局： これらのサービスは、パートナーが存命の場合を想定しているため、死亡した時のパートナーの死亡の手続き等、今後検討させていただきます。

会 長： これからのことを考えると、ある程度長いスパンで考えたほうが良いと思います。

遊佐委員： 法的には認められていないということですが、本当は例えば年金をもらえとかまで、考えられたらと思います。

会 長： なかなか法律上の制度までは、これでは踏み込めないのですが、国の方でこれは対応するしかないです。

事務局： あくまで市の制度の中でどこまで導入できるか、ということを検討していきたいと考えています。

会 長： 実際に、全国では人口の半分以上がパートナーシップ制度を利用できるような環境にあるので、これが自治体のかなりの割合になれば、国も考えざるを得ない状況になるのではないかと思います。できるところから取り組んでいくという点では、伊達市が福島県では先陣を切っているようなので、なるべく早めに来年の1月から使えるというところまでもっていければ良いと思います。

事務局： また、制度等を導入した後も、時代に応じた改正をしていく必要があると感じています。

三浦委員： 次の会議で内容を決定するということになりますか？

事務局： まずは素案を提出させていただきます。市としても初めての制度ですので、次回の会議で新たな課題が出できたら、また改めて検討していきます。一切そこから受け付けないということではありません。これから皆様のご意見をいただきまして、それを踏まえて一旦提出させていただきますので、そこで改めて、となれば改善していきたいと考えております。

三浦委員： 次の会議の前に素案ができれば、事前に頂けるということでしょうか。

事務局： 今回、事前に資料を送って目を通していただいてから参加いただくのが良かったのですが、次回は、あらかじめ資料をご覧いただくような形で用意したいと思いますので、よろしくお願いします。

会 長： その他に皆様からご意見やご要望などありますでしょうか。
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入については、皆様の方から制度に対する要望などがあれば浅野様に連絡すること、そして、第2回の審議会が10月に予定されているということです。審議会の前に、庁内で作成された案を皆様のお手元に届けていただき、その案に目を通していただいたうえで、第2回の審議会に臨んでいただければと思います。

会 長： 続きまして「(4) その他」について、事務局より何かありましたらお願いします。

事務局： (4) その他 については特にございません。

会 長： それでは、本日予定されておりました議事が全て終了いたしましたので、進行を事務局にお戻しいたします。

司 会： 藤野会長、ありがとうございました。
閉会の前に、事務局より事務連絡させていただきます。

事務局： ・審議会の報酬について近日中の振込予定
・振込口座の確認

7. 閉会

司 会： 皆様、本日は長時間、ありがとうございました。次回の審議会は令和5年10月末を予定しております。詳しい日時については、改めて通知させていただきます。

以上で、令和5年度第1回伊達市男女共同参画審議会を終わります。お疲れ様でした。